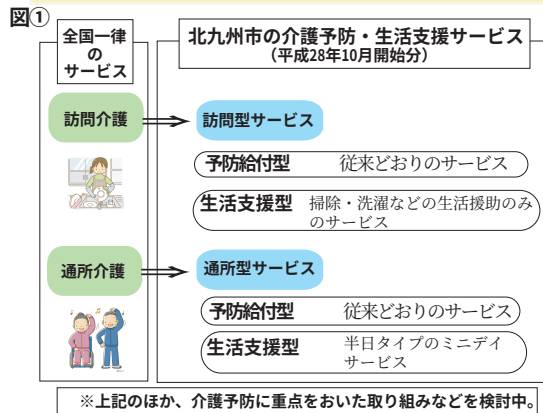




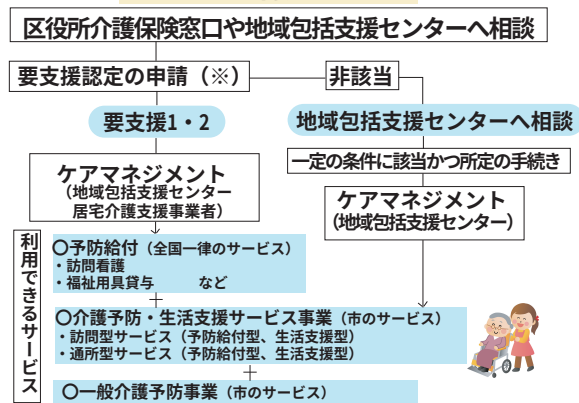
北九州市の介護予防・生活支援サービス事業



生活援助に分けられる
 ホームヘルプサービス（訪問介護）を大きく二つに分けると身体介護と生活援助に分けられます。
 要支援一・二の方のほとんどは生活援助のみをご利用になると思います。
 北九州市でも身体介護を利用されている方はほとんどいません。

（表面よりつづき）
 この制度は来年度の四月までは全国の市町村で見直しをしますが、北九州市では今年の十月から見直しをされています。
 従って、ホームヘルプサービスとデイサービス以外の介護保険サービスを利用されている方は従来通りで変更はありません。
身体介護と

サービス利用の流れ



この予防給付と生活支援型の違いは図①を参考にしてください。
 このサービスはあくまでも一律な考えで、利用者のニーズをきちんと聞かせていただき、ケアマネージャーと利用者、その家族に相談させていたただいた中で判断させていただきます。
 通所型サービスの予防給付型は従来どおりです。
 生活支援型のサービスは二・三時間程度のデイサービスが利用でき、体操やレクリエーション等を通じて生活機能や社会的機能の維持や向上を図るサービスです。
 サービス提供者は介護保険事業者の他に、市の研修を受けたNPOや企業などの多様な担い手の方がサービスを提供します。



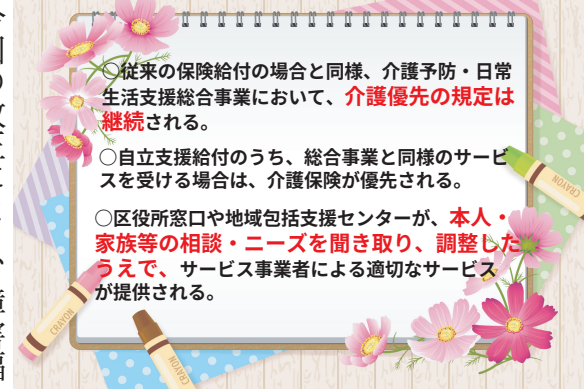
障団連全体会の様子

サービス事業の利用に関しては、北九州市に住民票を登録している人で
 ①要支援一・二の認定を受けている人
 ②事業対象者※
 ③④の対象者はこのサービス事業を利用できません。
 ※要支援認定の申請が非該当になった方も国が定める基本チェックリストで該当されれば、介護予防・生活支援サービスを受けることができます。
 北九州市では原則、要介護認定を申請することになっていきます。図②参照

介護優先の規定は
 継続される

障害給付における介護優先については、従来の保険給付の場合と同様介護優先の規定は継続されます。図③参照

介護優先の規定



今回の改正により、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスの介護優先規定は、この介護保険サービスに係る保険給付又は地域支援事業を優先して受け、または利用することとなります。

しかし、障害者はその心身の状況やサービスを必要とする理由は多様であり、介護保険サービスを一律に優先させ、これにより必要な支援を受けることができないかを一概に判断することは困難です。

障害福祉サービスの種類や利用者の状況に応じて当該サービスに相当する介護保険サービスを特定し、一律に介護保険サービスを優先的に利用するものとはしないこととする。

従って、市町村では、障害者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けけることが可能かを適切

に判断することが必要です。
 サービス事業開始時期については十月一日から申請を受け付けていますので、各区役所の保健福祉課介護保険担当または、地域包括支援センターまでご相談ください」と話されました。

その後の質疑応答では、多くの質問が出ました。
 その中で、六五歳で障害福祉サービスから介護サービスに変わるときにサービスの量が変わってくる可能性があり、相談できる場所を地域包括センターだけでなく、これまでの状況が良くわかっていて、障害福祉のケアマネージャーなども一緒にできないか？という意見などもありました。

それに対し、「将来的には介護と障害のサービスを併用でき、事業所を変えることなくサービスを受けることができるように、国の方でも検討を始めたのではないかと話されていました。

より良い高齢期を
迎えられるように

また、視覚障害者友好協会の高橋朱美氏は「今後障害福祉課と介護保険課が連携をとってより良い高齢期を迎えられるように障害支援を行ってほしいです」と述べられ、研修会は正午に終了しました。